

国自旅第231号
平成20年9月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東、近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局旅客課長
(公印省略)

自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件の確実な確保に向けた
指導の徹底について

自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件の取扱いについては、「自家用有償旅客運送自動車の運転者の要件の取扱いについて」（平成19年9月26日付け国自旅第154号）及び「訪問介護事業所の訪問介護員等による自家用自動車の有償運送の許可における運転者要件の取扱いについて」（平成19年9月26日付け事務連絡）により、平成20年9月末日までの間、行政処分等を行わないこととしているところであるが、今後は下記により、自家用有償旅客運送自動車等の運転者が速やかに運転者の要件を満たすよう、指導の徹底について遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、利用者保護の観点から、運転者の要件について改善が図られるまでの期間については、運転者の要件を満たしていない者を運転させたことを理由とする行政処分を行わないこととする。

また、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知したことを申し添える。

記

1. 自家用有償旅客運送自動車の運転者の要件が満たされていない場合

(1) 呼出指導

認定講習の修了状況の確認や外部からの情報提供などにより、運転者の要件を満たしていない者に自家用有償旅客運送自動車を運転させているおそれがあると認められる場合は、当該者の属する自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）を運輸支局等に呼び出し、事実関係を確認の上、必要な指導を行う。

(2) 警告書の発出

呼出指導の結果、運転者の要件を満たしていない者に自家用有償旅客運送自動車を運転させていると認められる場合は、運送者に対して、速やかに運転者の要件を満たすよう警告書を発出するとともに、3ヶ月以内に改善結果を報告させるものとする。

(3) 一般監査

(2)の改善結果の報告期限までに、運転者の要件を満たしたとする報告が行われない場合は、一般監査の対象とするものとする。

(4) 警告書の発出（2回目）

一般監査の結果、運転者の要件を満たしていないと認められる場合は、再度、警告書を発出し、3ヶ月以内に改善結果を報告させるものとする。

(5) 特別監査

(4)の改善結果の報告期限までに、運転者の要件を満たしたとする報告が行われない場合は、特別監査の対象とするものとする。

(6) 警告書の発出（3回目）

特別監査の結果、運転者の要件を満たしていないと認められる場合は、再度、警告書を発出し、3ヶ月以内に改善結果を報告させるものとする。

(7) 輸送の安全確保命令

(6)の改善結果の報告期限までに報告のなかった運送者については、輸送の安全確保命令を発動するものとする。また、輸送の安全確保命令を発動する場合は、3ヶ月以内にその実施状況の届出を行うよう措置するものとする。

(8) 業務の停止

輸送の安全確保命令に従わなかったときは、7日間の業務の停止処分を行うものとする。

2. 道路運送法第78条第3号の許可を受けた訪問介護事業所の訪問介護員等の運転者の要件が満たされていない場合

(1) 呼び出し指導

認定講習の修了状況の確認や外部からの情報提供などにより、道路運送法第78条第3号の許可を受けた訪問介護員等が「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成18年9月25日付け国自旅第169号）Ⅱ. 3.（3）②に規定する運転者の要件を満たさないで運転しているおそれがあると認められる場合は、当該者と契約している旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）を運輸支局等に呼び出し、事実関係を確認の上、必要な指導を行う。

(2) 勧告書の発出

呼出指導の結果、運転者の要件を満たしていない訪問介護員等が運転していると認められる場合は、事業者に対して、速やかに運転者の要件を満たすよう勧告書を発出するとともに、3ヶ月以内に改善結果を報告させるものとする。

(3) 呼び出し監査

(2)の改善結果の報告期限までに、運転者の要件を満たしたとする報告が行われない場合は、呼び出し監査の対象とするものとする。

(4) 勧告書の発出（2回目）

呼び出し監査の結果、運転者の要件を満たしていないと認められる場合は、再度、勧告書を発出し、3ヶ月以内に改善結果を報告させるものとする。

(5) 再監査・勧告書の発出

(4)の改善結果の報告期限までに、運転者の要件を満たしたとする報告が行われない場合は、呼び出し監査及び勧告書の発出を、運転者の要件について改善が図られるまで、繰り返し行うものとする。

別添

国自旅第231号の2
平成20年9月30日

社団法人全国乗用自動車連合会会長 殿
財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿

国土交通省自動車交通局旅客課長

自家用有償旅客運送自動車等の運転者の要件の確実な確保に向けた
指導の徹底について

標記について、別添のとおり、各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので了知されるとともに、貴会傘下会員に対し周知方よろしくお取り計らい願います。